

第 八二五 號

昭和二十二年十二月二十五日 (要領書提出の要否)

兵庫縣養父郡大屋村山路

近畿建築工業株式会社 殿

臨時大阪府軍需物資等處理事務局次長

軍需物資等引渡指示書

倉庫名 大阪地方後援局ヨリ 大阪村山路

昭和二十二年十二月二十五日

臨時大阪府軍需物資等處理事務局總務第二係長

大阪地方後援局長 殿

事務局

業務係長 殿

特殊物件拂下ニ關スル件

標記ノ件左記ノ通り拂下相成候條關係方面へ手配相成度

記

- 一、拂下先
- 一、品目數量別紙
- 一、場所 近畿建築工業株式会社
- 一、配分先

硯箱

第八五號

昭和二十二年十一月五日
日本經濟團體協会の英作

兵庫縣養父郡大屋村山路
 近畿建築工業株式会社
 殿

臨時大阪府軍需物資等處理事務局次長

軍需物資等引渡指示書

倉庫名 大阪地方復員局より大阪府二保出料換ナリ之物件
 所在地

引渡期間 (期間) 昭和二十二年 月 日
 昭和二十二年 月 日

品名	リストニ依ル量		引渡重量		差		備考
	數量	重量	數量	重量	數量	重量	
海軍兵食器大	五〇						
同	五〇						
同	五〇						
三角定規大	五						
硯箱	五						

1066 1065

臨時大阪府軍需物資等處理事務局次長殿

右之通り引渡ヲ完了候也

昭和二十二年 月 日

引渡者官職氏名

立會警察官氏名

引受者氏名

										飯	算
										合	盤
										万	五

リスト番號 825

第八二五號

昭和二十二年十二月三十一日

臨時大阪府軍需物資等處理事務局總務第二係長

大阪府後援局長殿

業務係長殿

拂下先 特殊物件拂下ニ關スル件

標記ノ件左記ノ通り拂下相成候條關係方面へ手配相成度

記

一、品目數量別紙ノ通り
 一、場所 大阪利根製造株式会社
 一、配分先

引渡日期 (期間)

昭和二十二年 月 日
 昭和二十二年 月 日

品名	數量	引渡數量	差數量	備考
火焚子袋乙	五〇組			
配食器大	二ヶ			
配食器小	二ヶ			
配食器中	二ヶ			

1069

1068

第八二五號

昭和二十二年十二月二十五日 補遺出の簿より

大阪市西区京町堀上通二丁目三番地

京町堀ビル三階

大阪判界製造株式会社

臨時大阪府軍需物資等處理事務局次長

軍需物資等引渡指示書

倉庫名 大阪地方瘦員局ヨリ大阪府ニ保管料投ナリニテ

所在地

引渡期日 (期間)

昭和二十二年 月 日
昭和二十二年 月 日

品名	リストニ依ル量		引渡重量	差量	引量	備考
	數量	重量				
火焚手袋乙		五〇組				
配食器大		二ヶ				
配食器小		二ヶ				
配食器中		二ヶ				

1069

1068

右之通り引渡ヲ完了候也

昭和二十二年 月 日

引渡者官職氏名

立會警察官氏名

引受者氏名

臨時大阪府軍需物資等處理事務局次長殿

																						小
																						中

第 八二五 號

昭和二十二年 十二月 二十五日 (奉命書提出の期)

臨時大阪府軍需物資等處理事務局次長

臨時大阪府軍需物資等處理事務局總務第二係長

大阪府復員局長殿

標記ノ件左記ノ通り拂下相成候條關係方面へ手配相成度

一、拂下先
一、品目數量
一、場所
一、配分先

特別紙ノ通り
株式会社友倉庫大塚店

食器	大	20個							
食器	小	20個							
食器	大	300個							
食器	小	200個							
食器	大	200個							
食器	小	200個							

第 八二五 號

昭和二十二年 十二月 二十五日

陸軍省 軍需部 出納課

大阪市西区川口所八番地

武庫住友倉庫大阪支店

殿

臨時大阪府軍需物資等處理事務局長

軍需物資等引渡指示書

倉庫名 大阪地方復興局ヨリ大阪府ニ保管料核ナリニ物件

所在地

引渡期日 (期間)

昭和二十二年 月 日
昭和二十二年 月 日

品名	数量	リストニ依ル量		引渡数量	差量	備考
		数量	重量			
配食器大	20個					
配食器小	200					
配食器大	300					
配食器中	100					
配食器小	200					

1072 1071

臨時大阪府軍需物等處理事務局次長殿

右之通り引渡ヲ完了候也

昭和二十二年 月 日

引渡者官職氏名

立會警察官氏名

引受者氏名

自存延焼大	一〇〃								
鐵	一〇〃								
小	〇〇〃								
イ	五〇〃								
獲	〇〇〃								
陸	〇〇〃								
簿	四個								
刺	五〃								
泡	五〃								
沫									
消									
火									
劑									

大阪線

昭和二十二年十月十八日

[Handwritten signature]

局長

總務課長

總務課員

庶務課長

附

第二復員局保有中の物件に関する説明資料

第二復員局庶務課

部員

[Circular stamp]

主任

[Circular stamp]

[Circular stamp]

[Circular stamp]

[Circular stamp]

[Handwritten signature]

[Circular stamp]

22.11.6

1074

第二復員局保有物の物件に関する説明

(三三九三三第二復員局編纂部)

概説

第二復員局は去六月末現在に於て戦時中の帳簿価格を以てしても約二位七千五百万圓に相當する物件（但し調達品を除外し）を保有して居た。其の後物件の處理も順調に進んで居るし且管船掃海各作業に伴ふ補給消耗等も相當によつて居るから保有數量は急激に減少しつつある筈ではあるが夫でも調達品を加へる時は猶往時の帳簿価格を以て二億圓内外の物件を現有して居ると認めて居る。而して之等保有物件を就つて今日迄各種の誤解、「ダイヤ」等を注し第二復員局としても誤迷惑を蒙つて居るのであるが其の内最顯著なものはその等保有物件が陰謀物資と誤解される事である又一つは之等物件の成分が恰も二億圓自の見解と決定の下に爲され得ると推斷されることである。此の點者は共に悪質「ダイヤ」等の策動及民間不良分子等の投書事件等を原とす

發し物件保管の直接責任を有する第二復員局として陸中央、地方を遍
に各種の迷惑を蒙つた次第である。今般之等物件處理に關する連合軍
司令部の意向も明確に指示せられ且二復から内務省其の他へ移管され
た物件類の國內處理要領も漸く軌道に乗つたのを機會とし、二復が物
件を所有して居た経緯、對連合軍司令部折衝狀況、今後の物件處理要
領の概況等を述べて本件に關する官民間に存する疑惑を一掃すると共
に最迅速且有効な國家的措置を採り得る爲の參考資料を提供し度い

三 第二復員局物件保有の経緯

第二復員局現有中の物件には取扱上の性格から見て表の三種類に區分
される。

第一は終戦後の新規調達品であるが之は他の官廳が物等を調達して居
る場合と何等相異は無いし又之が處分も全く國內問題として整理し差
支無いものであるから詳しい説明は省略する

第二は舊軍需品であるが、一應米國軍が接收した形式を採つた上日本

朝鮮へ返還したものの所産特殊物件を再配分するもの、
之は日本側の見解を以てすれば調達品と同様に取扱つて可然と認めら
れるのであるが性質が軍需品であつた丈に連合軍司令部としては容易
に了解してくれない、即ち軍需品は一括連合軍の財産であるから之
を内務省へ移管する場合は總て日本側への物資返還目録に計上すべき
ものとの主張である

實際問題としても特殊物件と次に述べる準特殊物件とを判然と仕分け
出来ない部分もあるし、更に英濠軍の占領地下に在つては同軍が二復
の物件全部を再接収するやの氣配があつて問題は相當複雑化して居る、
何れにせよ特殊物件は一應は日本側への返還物資として登録されたも
のであり之が價格評定も着々進んで居ることであるので我々としては
仕分けの出来得る限り賠償の二重取りされることを防ぐ如く努力せね
ばならない

第三の分類は終戦直後から今日迄第二種員局が課せられた特別任務の

遂行上當分の米海軍第五艦隊司令部の指示に基き保管補給を續けて來たものである、之は明確に補軍需品であり且連合軍の管制下に在るものであるから司令部の許可を得なければ處理し得ない、而し其の量は最も多かつた（其の後地方的に特殊物件として取扱ふように措置されたものも多い）、第二復員局は之等を準特殊物件と呼稱して昨年の中期頃迄は何等の疑義も無く保有し與供給を續けて來たのであるが第二復員局の特別要務の見透しも漸次判明するに伴ひ保有量に相當の餘額を生ずることが豫想されるに至つた

此處に於て第二復員局は昨年十月中央及地方に夫々物件處理委員會を設置し其の後の必要量並に在庫量等を詳細に調査研究を進めると共に餘剰見込量の處分方針に關し内務省とも協議の結果、GHQ、G4の意向をも伺ひ結局二復の直接主務監督機關であるONPへ夫々申請の上許可を得る毎に之を國內問題として所要の移管並に引渡手續を採るを適當とするとの結論に達した、斯くて二復は同年三月中旬以來保有物

件を第一種補給品、第二種補給品、被服、糧食、繕修材料及掃海關係要具の六品類に分類整理の上逐次之が放出計畫に就きO.N.P.へ申請した處繕修材料及掃海要具の外は極めて迅速に原案承認許されたので早速之を内務省（調練品は主務官廳）へ移管を進める爲所要の令津を發布したのであるが各地方軍政部又は現地軍等から各種の横断が入り加へて各地方復員局と縣廳側との連絡にも若干の誤解を生じたりする等現物の引渡しは遅々として進まなかつた

二復としては之等難問打開の爲常に内務省との連絡を密にし、O.N.P.各地方軍政部に對し誠心誠意を以て折衝の結果逐次局面の好轉を見て現物が大規模に動き出したのは八月下旬（大湊の分は四月）からの事である、爾後物件の移管は概ね順調に進んで今日に及んで居るが内務省其他が之等物件を引受けるのには人員、豫算の面で相當に困難な問題がある

現在二復保有の物件類の大部は各地方復員局に於て補給部倉庫又は各

捕獲基地の納納庫に比較的嚴重に保管されて居るが第二復員局の閉廳も亦來春劈頭と豫定しある今日相當の大なる物件の處理は最重要であり又最即急を要する狀況下に置かれて居る

三其の後のONPとの折衝の経緯竝に今後の物件處理要領

(1)かねて其の處分を留保されて居た掃准要具の放出に關しては去九月十日ONPの認許を得た。又造修材料の處理に就ても置行の認許は得ないけれども米海軍に於て造修用として若干の資材を取得する外放出差支なき旨の意向が昭かにされて居る。従つて昭和二十二年九月二十三日附二復連第一二九六號を以てする總括的申請及ONP / L 1113 / Ph (六〇) (二一九〇) 號の原則的指示に據れば二復物件處理に關する根本方針は餘す所なく了解し得る、即ち要點次の通りある

(一)舊海軍軍需品の内連合軍の占領政策に必要なものは直接接收するか又は二復をして暫く保管を續行せしめ適時所要の指令に依り處

- する、尙二復今後の個有業務に對する物件の保管並に補給計畫
 は人員の算定及作業終了豫定期日に關し豫備を見込み過ぎて居る
 前項以外の舊軍需品は差當り餘剩物件と認定して之を内務省へ移
 管することを許可する。但し之等は連合軍から日本政府への返還
 物件として登録を要するから其の品類、數量表を各地方軍政部へ
 其の都度報告すると共に寫をロムにも提出せねばならぬ
 終戦後の購買調練品は餘剩を生ずる毎に之が入手に關係した主務
 官處へ移管して差支ない。但し實際の取扱に際し前各項と混同し
 問題を起こす虞を避くる爲物件の性格に關し説明を加へて同項に準
 じた連絡を爲すべきである
 第二復員局は今後の情況變化並に新事態に應ずる爲來十一月十五
 日現在の食糧被服等の補給計畫並に物件目錄を作製の上報告を提
 出すべきである

して前述の第四項の狀況變化に就ては一九四七年十月四日附 〇

A P I N 一七九一號の指令に依り明確となつた。二復としては、本
年に十一月十五日を俟つこと無く今月中にも物件整理に関する基本
指令を樹立し十一月末迄には物件移管に関する所要の指令を全部發
し度い希望であつたが今此の指令に依りその必要は決定的とな
つたのである。従つて之等物件の處分が第二復員局の閉歇期（今年
迄）に終了するか否かは主として受取整理の如何に存する。二復
員局では今後の物資移管は品種、數量の整理を終り次第一刻も速に
移管手續を進めて行き度い、而も年末迄に越大な物資の移管即ち物
資保管の責任が完全に解放せられ度い意向である。之が爲には現
在の倉庫入りの状態を整理せねばならぬものも當然あると思ふ。之
等移管を促進し且速に適切な需要に向ける事は日本に於ける物
資整理の窮状を救ふ意味から見ても實行せねばならぬ事と思料する
が、本事務を圓滑且迅速に進める爲には中央各省間及地方各機關間
の連絡を常として果たさねばならぬ。二復としては今後共出來

得る限り各省との連絡を圖り度意向であるから、各省共資金の協力を
供與せられ度い希望である。

一 結 論

二復としては近き將來の閉廳に對し最も困難を來すものは物資の處理
問題と思つて居る。終戰時に於ける備か七一三件の不備事件に對して
も誠に申譯ない事と思ひ、之が齟齬の究明並その後始末とに眞面目な
努力をつづけ且爾後の物件の處理については全員涙ぐましい努力をつ
くして不始末のない様に慎重に實施して來たのであるが、更に近き將
來に於ける閉廳に際し再び終戰直後の如き混亂と悪名を蒙るに於ては
全く潔く戦死した英靈や、其の後唯々正しきをのみを乞求して努力し
て來た残留員に取つては全く泣くにも泣けない痛憤事である。二復残
留員としては今後共飽く迄公正にして俯仰天地に恥ぢざる物件處理の
方針を堅持せし度いので豫め關係各省の協力を懇願する次第である。

(一) 昭和二十二年九月二十二日附二復連第一二九六號
(二) 〇五七ノ五九一〇ノ五(六〇)(二一九〇)
日一九四七年一月四日附 Scott

1084

二復選第一二九六號

昭和二十二年九月二十三日

第二復員局連絡部長

終戦連絡中央事務局連絡部長 殿

二復保有物件處理に關し CITE / 申請の件

首題の件に關し別紙の通り CITE / 申請の上總括的認可を受けらる如く取
計はれ度い

一別紙 日本文書

(別紙)

二海保有物件の總括的處理に關する申請

一 關聯文書

- (A) 一九四七年三月十五日附 C.I.O. 議案第九三號
- (B) 一九四七年四月二十二日附 CNPe/111-3/33/Th (880)
- (U) 一九四七年六月二十三日附 CNPe/111-3/Th (80) (2368)
- (D) 一九四七年七月二日附 CNPe/111-3/Th (80) (1441)
- (E) 一九四七年八月十四日附 CNPe/111-3/Th (80) (1829)
- (F) 一九四七年九月二日附 CNPe/SSI-3/Th (80) (1984)
- (G) 一九四七年九月十日附 CNPe/111-4/Th (80) (2053)

第一海保有局は關聯文書(A)を以て二海保有物件の全體處理に關し、申請
 令部に報告した以後、各物件の詳細を以て、逐次提出して之が處理要
 領につき、夫々許可申請を行つた。

之等に對し、前令部は關聯文書(B)乃至(G)の如き指示を與へられた。

て既に造修材料に關する處置の件を議す外は當面の物件處理に關する
貴司令部及二復間の主要な案件は一應の處置を告げたものと認められ

る。此の段階に達して我々は物件處理に關する貴司令部の原則的方針を
終す所無く了解し得たと信する。即ち概略次の通りと判断する次第であ

(a) 造修材料は當分の間之が保管を續行せしめられる

(b) 舊軍需品の内連合軍の占領政策に必要なものは直接接收するか又は

二復をして保管を續行せしめ臨時所要の指令に依り處理する。爾餘

の物件は計畫の前提條件たる人員の算定並に作業の終了豫定期日に

付ては餘猶を見込み過ぎると認めるか一應二復の補給計畫を容認す

る。

(c) 前(a)及(b)の物件を除外したる舊軍需品は差當り餘剩物件と認定して之

を内務省へ移管し日本國內の需要に充當することを許す。但し

之等の中には連合勳かも日本政府へ返還物件として算定を要するものがあるかも其の品種・数量表を各現地の軍政部へ其の都度報告すると共に爲を貴司令部へ提出せねばならぬ

(2) 終戦後の購買調達品は餘剰を生ずる毎に之を入手するの關係した主務官廳へ移管して差支ない。但し實際の取扱に際し前各項を混同し問題を起す虞を避くる爲物件の性格に關し説明を加へて(1)項に準した連絡を連合軍各機關に爲すべきである

(3) 第二復員局は今後の情況変化に對し新事態に對應する爲來る十一月十五日現在の食糧被服給計表並に物件目録を作製の上報告提出することを指令された

以上の上記にして誤り無ければ(我々は誤りは無いと確信するけれども)今後二復保有物件の處理方針は極めて明確であつて事務は大に促進し得るものと確信する。而して關聯文書の名指令を綜合するは戦前は食糧・第二種用品・燃料(潤滑油)・醫藥品及廢品(所謂七十年間

の海軍の「ゴ」と「」等は無効ある儘に之を剛内蔵分を行ひ其の都度貴指令に基く報告類を提出するを以て可であるか、其の他の物件即ち一種需品の第二次以降の放出分、掃海要具等の蔵分は今續其の都度貴司令部へ申請の上認許を缺つて實行へ移すへきてあるかとも了解される。然るに貴司令部の要蓋せらるる物件の概観も略判明して居ることあり且第二作員局の閉鎖も決して遅いことでは無いので我々としては現保有中の尠大な物件の処置は一日も早急に之を進め度い希望である。

此處に於て二復は特に貴司令部か回收又は保管を命せらるへじと推定される物件以外は原則的に之を日本側の所定機關に移管の上御指令の報告を爲して差支ないを請上方向を貴司令部に於て御確認せられ更めて總括的指令を賜はらんことを希望する。

(き)

一九四七年九月二十四日（二六、一〇〇〇〇番受）

電書 COME/L 11-3/H (89) 第二一九〇號

發 米飯東海軍部隊指揮官代理參謀長 W. T. BARTON

宛 第二復員局

（經由 東京終戰連絡中央事務局）

第二復員局保管物件の處理について

關連文書(a)同一首題に關する一九四七年八月二十八日附 O.L.O 書翰第七

四一號 (P.D)

(b)同一首題に關する一九四七年四月二十二日附 COMNAVZ 書翰第

八八〇號

一、關連文書(b)は余剩物件の内務省移管につき第二復員局に與へた總括的承認の方針を示してゐる。

二、關連文書(b)は物件移管に對する認可を與へ且つ提出すべき報告を列舉して居るので關連文書(a)の様な書翰を提出するには及ばず

(終)

一九四七年十月四日

TSOAPEN 一七九一

駐日 本 政 府
陸 軍 中 佐 R. H. レヒイ

陸 軍 中 佐 R. H. レヒイ

主 任 員 機 構 改 組 の 件

日本政府は第一復員局（其の業務統制下にある留守業務部復員連絡
事務所及其の支那等總ての地方機關を含む）を其の備厚生省の管轄
下及統制下に移管し右移管は一九四七年十月十五日迄は其の以前に
完了する様指令する

右移管が完了する迄厚生省は第一復員局の運営及第一復員局が現
實に於て居るすべての業務の責任を執るものとする

右移管後は復員は日本政府宛左の覚書に規定された復員計畫及処理

方法に従つて引續き實施すること

AG三八八、二一四五年十月十日、D O S O 首題「日本軍隊の復員」

AG三八八、三一四六年六月一日、D S U (S O A P I N 九九三) 主題「復員の設立」

AG〇九一、一五四七年一月二四日、D B (S O A P I N 一四八) 三、主題「復員處の人員縮減」

本修管實施に際して日本政府は現在第一復員局の使用し又は割當てられてある人員記録會計其他事項を厚生省に地方機關は厚生省の業務統制下に移管することを許可する

人員の移管に關しては聯合國最高指揮官現存指令指示に依り既に要求せられてゐる以外に追加的審査又は更に S O A P I N 五五〇號の適用を要するものは解釋されない

日本政府は更に現在復員、引揚げ、戦争又は日本軍隊に勤務又は舊

日本軍組織に何等かの形式で關係した人員に關する事項の調査に
從事し又は其の責任を有する日本政府の總ての機、關
機、關の組織、人員、機能及活動方法を完全に且廣汎に研究調査し一
九四八年一月一日迄に分離し、いる役員機、關（複數）を完全に廢止
し又役員非軍事化に關係している總ての殘存機、關を漸次能率的に日
本政府の永久的行政機構に吸收する詳細なる計畫を聯合國最高指揮
官に提出し許可を受くる候指令する
右計畫は聯合國最高指揮官の最終許可書が出される迄は決して實施
に移してはならぬ但右提申期日後四ヶ月以内に右の廢止及吸收を實
施（イニシエイト）する様に按置すること
右の計畫は役員非軍事化に關する聯合國最高指揮官の現存する指
令及指示の總體的且能率的な遂行を確實にすること
右計畫には爾後S O A P I N五五〇號の規定の適用を受けた人員に
依り非軍事化優待を實施する機、關の方針に關する統制を決定し80

A P I N 五五〇號の適用を受ける現存留士官に其の留任許可が最高指揮官より特に各個人々々に就いて出されなかつた者を遂に除名することを確實にすること

日本政府は聯合國最高指揮官より別に指令されない限り一九四八年一月一日迄第二復員局を完全に廢止する様更に指令する

第二復員局の掃海及其他の作業の責任は米極東海軍部隊指揮官の直接監督統制の下に右時期迄繼續せられる

必要なる残存任務及人員は右時期又は其以前に厚生省又は聯合國最高指揮官の指定する他の機關の管轄下に移され且其の責任の一部となる但し聯合國最高指揮官の許可する任務及人員のみが移管されるものとする

復員機關と聯合軍の主として復員機關の作業に關係している機關との直接連絡は繼續し本指令に於ける如何なる事項も斯る現存する直接連絡關係を廢止するものと解釋しないこと

其本指令に記載されている如何なる事項も日本政府が最高指揮官の指令及指示、特に役員、引揚げ、非軍事化、掃海及其他關係作業の引揚げ、準備なる運営に關する指令及指示を實施する責任遂行を何等遮断し又は阻止することを認めるものも解釋されるものでないと言ふことを特に注意する

本覚書に記載してある如何なる事項も第一役員局がS O A P I N 五五〇號の規定條件の下に特に認め聯合國最高指揮官の許可なしに現在勤務して居らぬ人員を留任せしめ又は採用する事を認めるものも解釋しないこと

六 日本政府は更に一九四七年十月十五日又は其の以前に第一役員局及關係機關の本指令に基づき厚生省に移管實施の爲計畫する措置を報告する様指令す但し之れが計畫に關し認め聯合國最高指揮官の承認を得るを要しない

本指令に關する質問は終戦連絡中央事務局を通じて書類を以てのり

合類最高檢律官に提出の...

1096

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

大原地方復員局
総務部長殿

二復總第二三九號の四二

昭和二十二年十月二十二日

局長

中杉

地方復員局総務部長殿

第二復員局総務部長

22.10.25

総務部長

総務部長

庶務課長

課長

物件処理方針に關する件照會

第一復員局係有特殊物件の處理方針に關し昭和二十二年五月十七日附調査
局一發第六六八號により内務省調査局長から各知事宛連絡されていたが今
同別紙寫の通り内容の一部を變更されたから各地方における處理も本方針
に従い實施のこととせられたい

(別紙七部添)

辦理
寫付

(終)

昭和三十二年八月十五日附調査局一發第一、二〇六號「指定生産資材割せ

昭和二十二年九月二十日

内務省調査局長

各都道府県知事殿

第二復員局所管特殊物件の處理について

規則の施行に伴ふ特殊物件原料の取扱に關する件「通牒との關連に於て、昭和二十二年五月十七日附調査局一發第六六八號首題件各通牒を全編左の通り修正するからこれが實施に遺憾なきを期せられたり。茲に同件について經濟安定本部、商工省、運輸省と協議済に多き申請書第一種海軍の兵器中直接取割に使用する武器で社名に於て取扱を慎重に

調達を容易にするため、兵器と併用したものであつて眼鏡類、時計類、
發電機、電球類、掃海關係兵器、その他極めて多量である。

地方復員局長は、復員總裁の承認を経て、都道府縣知事にこれを保管
轉換する。都道府縣知事は、直ちに併せてその品目及び數量を内務省調査局
長に報告する。調査局長は、その數量方法を決定し、地方處理、運輸省
海運總局に保管轉換、産業復興公團に拂下げ、船舶公團に拂下げ兵器處
理委員會に拂下げ等、都道府縣知事に連絡する。代金納入告知書は、都
道府縣知事において發行する。

二、第二種需品

所謂消耗品類であつて、極めて多様多様である。紙、鉛筆、釣床、蛇
管、帆布、日本文「タコライター」、裁縫機、自轉車類から石鹼、食
器類迄ある。

地方復員局長は、復員總裁の承認を経て、都道府縣知事に之を保管轉
換する。都道府縣知事は直ちにその品目及び數量を内務省調査局長に報
告する。調査局長は關係省と協議の上その處理方法を決定し、地方處理

地方復員局長は復員廳總裁の承認を経て都道府縣知事にこれを保管轉換
する。都道府縣知事は直ちにこれを逓信省一般會計に保管轉換する。
以上各項目に亘り物品の經理並びに代金納入告知書の發行（第七項及び兵
器處理委員會に拂下げる場合を除く）は都道府縣廳において拂下げを決定
した時の公定價格を基準とするか、詳細は別途通牒する。なお第七項につ
いては特殊物件中逓信省一般會計に保管轉換する通信器材と同様の經理措
置をとるものである。

阪地増局

一九四七年十月二十四日

ONE/L 11.3/Fh(Bc) 第二五〇七號

發 極東海軍部隊指揮官代理 參謀長 M.W.バート
東京終戦連絡中央事務局

局長

總務課長

總務課長

課 附

第二復員局保管中の物資處分に關する件

關連文書 (a) 一九四七年五月十七日附の L O 第二一五 (PM) 號

封書 (A) 在横須賀艦隊指揮官に移管すべき物資一覽

四附 内務省に移管すべき物資一覽

1、關連文書 (a) により申請の通り第二復員局保管中の餘剩物資を處分す。
ことを許可する。

2、右物資は別紙同封書 (A) (B) に指定した通り (A) 表の物資は在横須賀艦隊
指揮官へ (B) 表の物資は日本内務省へ移管せよ。

封書 (A) 在横須賀艦隊指揮官へ
封書 (B) 日本内務省へ

呈
御
封
書
二

22.10.31

同封書 (A)

第二復員局所有物書目録

造修資材

(右は在樞須賀隊除部除へ移管すべきもの)

種目	品名	單位	所在地	數量
材料	鋼板	噸	樞須賀	二〇
"	鋼棒	"	"	二〇
"	アルミニウム	"	"	〇・〇七
"	水銀	"	"	二・五
"	雲母板	"	"	〇・〇六
"	金屬製パイプ	本	"	一五七
器具	モーター	個	佐世保	二
"	燈火	"	樞須賀	九〇〇
"	雷球	"	"	五一〇

材料	鋼	鋼	器具	計器	その他
鋼線	スチールライン	ワイヤードリル	周波計	配管煤用計器	倍率器
個	個	個	個	組	個
個	個	個	個	個	個
個	個	個	個	個	個
三五	一四・五	二二〇	二九	三〇	三六
					一四五
					八
					八九

1105

第二復旧局所有物目録
 造修資材

(右は内務省へ移管すべきもの)

題目	品名	稱呼	所在地	数量
命具類	ボタンガスバルブケース (Pattern Gas Valve Case)	噸	佐世保	一五
"	ビストリング各種	"	額賀	三九、四七二
"	ボールベヤリング各種	"	"	一〇、七八八
"	錨	"	"	二六
"	滑車	"	"	二六八
"	時計 スプリング	"	"	三七
"	コンパス臺	"	"	四

												器具類	命具類
												器具	同右頂部
蒸氣釜	オイルラジエーター	ブレイカー	配管燃	调速器モーター用ブレイキ	マグネチックコンパス鉢	调速器用發電機	一二五 KVA ターボ發電機	ネオン管	バッテリー	ハンドル	セクターリング		
													個噸
			額須賃				佐世保						額須賃
一五	二	四	二	二	二	五	二	五	八	〇	五	〇	三

1107

計器類	器具	
小型コンパス	ガスカッター	炭酸ガス入瓶
個	組	個
〃	〃	横須賀
一	七五〇	二〇〇三

(終)

COMMANDER NAVAL FORCES, FAR EAST
Tokyo, Japan

File: CNFE/L11-3/rh(80)
Serial: 2507

1109

From: Commander Naval Forces, Far East.
To: Central Liaison Office, Tokyo.

Subject: Disposal of Supplies and Materials Held in Custody
of Second Remobilization Bureau.

Reference: (a) CLO ltr No. 215(PM) dated 17 May 1947.

Enclosure: (A) List of Materials to be Delivered to Commander
Fleet Activities, Yokosuka.
(B) List of Materials to be Delivered to Home Ministry.

1. As requested in reference (a) authorization to dispose of surplus supplies and materials in custody of the Second Remobilization Bureau is hereby approved.

2. The materials will be disposed of as directed in enclosure (A) and (B), material listed on enclosure (A) to be delivered to Commander Fleet Activities, Yokosuka. The remaining material listed on enclosure (B) will be turned over to the Japanese Home Ministry.

N. W. BARD,
Chief of Staff.

cc: ComFltact Yokosuka.

22.10.31

Enclosure A.

Inventory of Articles held by End Demobilization Bureau.
Materials for Repairs and Construction.
(These materials to be transferred to Fleet Activities, Yokosuka.)

1110

Category	Article	Unit	Location	Quantity
Material	Steel Sheet	Ton	Yokosuka	20
"	Bar Steel	"	"	20
"	Aluminium	"	"	0.07
"	Mercury	"	"	2.5
"	Mica Plate	"	"	0.05
"	Metal Pipe	Piece	"	157
Instrument	Motor	Piece	Sasebo	2
"	Light	"	Yokosuka	900
"	Bulb	"	"	510
Material	Steel Wire	"	"	25
"	Steel Line	"	"	14.5
Instrument	Air Hammer	Piece	"	120
"	Air Drill	"	"	28
Meter	Frequency Meter	Piece	"	30
"	Meters for Switch Board	"	"	36
"	Multiplier	"	"	8
Miscellaneous	Carbon Packing	Set	"	145
"	Com-Type Packing	Piece	"	8
"	Ebonite Board	"	"	29

22.10.31

Q Q R X

Enclosure A.

Enclosure B.

Inventory of Articles held by 2nd Demobilization Bureau.
 Materials for Repairs and Construction.
 (These articles to be turned over to the Japanese Home Ministry.)

1111

Category	Article	Unit	Location	Quantity
Material	Propeller	Ton	Sasebo	5
"	Pattern	"	"	1
"	Gas Valve Case			
Hardware	Piston Ring	"	Yokosuka	39,472
"	(Various Kinds)			
"	Ball Bearing	"	"	10,788
"	(Various Kinds)			
"	Anchore	"	"	26
"	Pulley	"	"	268
"	Pinpiece Spring	"	"	37
"	Mount for Compass	"	"	4
"	Top Part of Above	"	"	3
"	Center Ring	Piece	"	5,280
"	Handle	"	"	2,500
Instrument	Battery	"	"	8
"	Neon Pipe	"	"	5
"	135 KVA Turbo Generator	"	Sasebo	2
"	Generator for Governor	"	"	5
"	Magnetic Compass Bowl	"	"	2
"	Brake for Governor Motor	"	"	2
"	Switch Board	"	Yokosuka	2
"	Breaker	"	"	4
"	Oil Radiator	"	"	2
"	Steam Cooking Iron Pot	"	"	15
"	Gelsin Motor	"	"	3
"	Carbonic Acid Gas Bottle	"	"	200
"	Gas Cutter	Set	"	75
Meter	Baby Compass	Piece	"	1

22.10.31

COPY

Enclosure B.

大改地方復興局

二復編第三大五期

昭和二十二年十一月二十四日

各地方復興局長殿

第二復興局事務局長

22.12.1

1112

局長
事務局長
課長
附

第二復興局（地方復興局を含む）の業務に於ける第二復興局の業務に關する件（通知）

前記に於いて第二復興局打合に於ては別紙第一打合覽の通りの結論を得たので COMNAV の主務者の原則的理解を求めた今後更に具体的の數値を提示の上 COMNAV の正式承認を受けるよう事務を進めて居る

別紙第二海長總第六〇九號海軍省訓令引續要領第四施設資材の出渡に前記の結論により處置することとなることを豫め了知ありたい同五海上保安用に必要な資材は第二復興局から内務省に移管する資材の内が

需品部長

經理部長

ら優先的に配分を受け得るよう幹線することとしたい

(別紙二種添)

()

1113

二復員局の業務は、前記の如く、二復員局の業務に
関係するものを含む。

一 運輸省臨時掃海管轄部（假稱）で補給遣修上必要とする物件は、前記
二復員局に運輸省に保管轉換を完了して置いて同部に取入れらるる物件
によつて供給業務を遂行させる。

尚運輸省に保管轉換する物件數は、明二十三年末迄の補給遣修上必要
數とする。但し掃海に特有の物件に關しては、二十四年末を以て、し、供
保管轉換すべき物件數を決める。

二 二復員局が廢止される迄に、艦力物件處理を完了する。頗る促進する。尚
約務省及び運輸省に保管轉換を了し、往々にて、約務省の業務に生
省に移管する。

三 右物件は、時に、厚生省第二復員局へ、假稱として、同局の保管及び、約務省に、置
いて、整理する。

(註) 整理とは概ね左の事項を謂ふ

- イ、物件を整理勘案して不要のものの内務省に保管轉換すること
- ロ、帳簿外物件を元受整理すること
- ハ、事務上必要な物品の供給業務を遂行すること

(説明)

(一) 第二復員局保有物件で不要物件は鋭意整理の上内務省に保管轉換のことに努力して居るか、第二復員局に留まり、整理が完了しないものか残ることを豫想されるのでその整理方法を豫め制定して置く必要がある

(二) これら物件を適正に整理するためには出納命令官及び會計官吏を置く必要がある内局に出納命令官や會計官吏を置くことは従來の慣例も少いことであるが今次の移管は連合軍指令に基いて獨立した残存整理機關を置かないで厚生省第二復員局でこれを行はねばならないことに因る特殊事情を各方面に認識させた上豫め手を打つて置く必要がある

(三) 特にこれら物件を第二復員局繼承機係に於て整理する必要があるのにこれら物件が特殊物件又は之に類する物件であつて特別に處理の必要があるからである

別紙付

海長總第六〇九號

昭和二十二年十一月七日

第二復員局總務部長

總務長

第二復員局解体に伴う移管措置について
右について、當總局・地方局部長に詢し別紙のように編纂し、移管準備
につき遺憾なきを期せしめたるを以て了知願いたし

第一 方針

一、指令第五項に違反しないやう事務能率の混亂及び低下を防止するた
め人員及び組織を現状に即し引継ぎ將來事務縮小に應じ逐次遞減す
る。

二、本業務遂行に必要な補給・電信・経理等に關する事務の移管を受
けこれに必要な資材・物品・調度・施設・舟艇・倉庫・建物・機
算等を現状に即し引継ぐものとする。

第二 機構

一、海運總局に臨時掃海管轄部を設け業務・管財・掃海・補給・電價の
五課を置く。

二、地方海運局に臨時掃海管轄部を設けるを左の地に置く。

福岡(支隊)・佐世保・門司(九州)・大津・舞鶴(近畿)・

徳山(中国)

三、右は海上保安廳設定せられたときは同廳に屬せしめる。

第三 人員

一、公職資格者以外のもも現に本業務に従事中のものはそのまま引繼ぐ。

二、引繼檢定人員及び氏名表は別表の如とする。

第四 施設資材

一、事務所は現に従事中の場所を。舟艇・讀度・自動車・備品等は現に使用中のものを引繼ぐ。

二、豫算は二十二年度分の殘額中本業務に相當するものを引繼ぐ。

三、現所用中の電信は全部引繼ぐ。

掃海は少くとも二年、管船は少くとも一年とする。

(註) その他の資材は内務省に管轄するかその中海運・船舶・港

港灣に必要なものは船舶公園、船用品會所、並に海運局等に移管を受ける

又海上保安用の船給も臨時官船庫併設で措置することとし、之に必要な資材も引續くものとする。

第五 措置

一 本要綱についてヨムサムファイ、二俣、終連、内務省、厚生省、大蔵省等の承認をうけ又は連絡する。

→ 本要綱は實施可能のものより逐次實施し本年一月一日に全部引續を終るようとする。

十一月中に地方海運局、各地船員同等の必要なる地方船の主任者會議を行ひ又は現地に出席し主旨の傳達を圖り業務遂行に妨止する。

運輸省海運總局の業務継承機構

海運總局		組織	業務
臨時掃海管船部	總務課	庶務、制度、連絡、部内人事、部内經理、港修	
	管船課	船舶保管	
	掃海課	掃海	
	補給課	燃料、需品、被服、糧食	
	電信室	船舶陸上の通信	
關東海運局	臨時管船部	總務班	庶務制度、人事、經理、港修、電信
		管船班	船舶保管
		補給班	燃料、需品、被服、糧食
九州海運局	臨時管船部	總務班	庶務制度、人事、經理、港修、電信
		管船班	船舶保管
		補給班	燃料、需品、被服、糧食
門司臨時掃海部	臨時掃海部	總務班	庶務制度、人事、經理、港修、電信
		掃海班	掃海の實施
		補給班	燃料、需品、被服、糧食
大阪臨時掃海部	臨時掃海部	總務班	庶務制度、人事、經理、港修、電信
		掃海班	掃海の實施
		補給班	燃料、需品、被服、糧食
舞鶴臨時掃海部	臨時掃海部	總務班	庶務制度、人事、經理、港修、電信
		掃海班	掃海の實施
		補給班	燃料、需品、被服、糧食
中明海運局	臨時掃海部	總務班	庶務制度、人事、經理、港修、電信
		掃海班	掃海の實施
		補給班	燃料、需品、被服、糧食

別表

引 出 定 人 員

原 別	人 員	備 考
運輸省海運總局	一六二	上記の外現地連絡機構を 含む結果四〇人増徴の決定
(臨時播海管船部)	三三〇	
關東海運局(横須賀臨時管船課)	二八二	
近畿海運局(大阪臨時播海課)	一八〇	
(舞鶴臨時播海課)	一八四	
中國海運局(徳山臨時播海課)	四五六	
(佐世保臨時管船課)	九五四	
九州海運局(門司臨時播海課)	三、四四八	
計		

大阪地方復員局総務部長

二海線第三九〇號

昭和二十二年十二月二十八日

12月29日

第二海員局總務部長

海防省海軍機關船附屬費材部長 殿

海防省海軍第一海員局總務部長に請する件關會

會通に請 海防省海軍第一海員局總務部長 十二月二十七日附開令で各地方海員局保有の 海防省海軍第一海員局總務部長 物件は内務省に移管の事になつたが之の處理については内務省調査局一發部で五

一七號海防省第一海員局總務部長が取扱ふ事になつてゐるがこれら

所謂附用品及び船舶修繕費材であるから從來二海員局としており且今

附用品等附部で利用出来る附用品に公團を別に下けることに附に

御意相成りたい

附用品に關して詳細品名表等送付は各地方海員局から附用品公團地方復

員局と折衝の事と致したい

補給班長

造修

附

海防省

總務部長

海防省

長

海防省第一海員局總務部長

海

大正十一年三月二十一日

閣下付先

海、横濱市、佐世保、舞鶴、大坂各地方官制局

海務部長

船泊公園海務部長

(終)

(船岡納)

海

軍

1123

大正地方復員局総務部長

二復補第四三三號

昭和二十三年十二月二十八日

第三復員局補給部長

吳 各地方復員局総務部長殿
大阪

復補

第一

復補

復補

復二第一〇五號(十二月二十七日)保軌訓令に關する首題の件別紙通

内務省調査局長より關係各縣知事に指示があったから可然取

計られた

(別紙添)

終

江沼中先

吳大阪各地方復員局補給部長

下岡掃海部長 紀伊由良徳山各掃海基地長

寫

調査第一發第二二四八号

昭和二十二年十二月二十六日

内務省調査局長

和歌山縣 知事 殿
山口縣

第三機員局より保管転換される特殊物件(鋼索)の處理に付て
第三機員局に於て掃海用として保有してゐた鋼索の一部不用とな
つたものが内務省に返還されることになったので特殊物件として産業
復興公團及び船舶公團へ一括轉下りることとし其の配分につ
ては経済安是本部と打合せの結果別紙の通り決定しこれに
基き各需要官庁は最終消費者に対し割當證明書を發行
交付し被割當者をして割當證明書と引替へる産業復興公團

乃至船舶公園から引取らしめるところから予め念みおかれたい。
注意事項

一 物件の現状は別表だけでは明確に把握出来なから處理の前提として貴縣糧食官が立會の上産業復興公園經營者をして現物を調査せしめ品目數量新品古品の別損耗の程度等を明らかにせしむること本調査にはその希望により各配合を受けたる各官庁及船舶公園関係者を参加せしめて差支へない。

二 産業復興公園は右調査後農林省水産局内務省國土省救災復興院運輸省海運總局商工省總務局並に地方庁の取得分を別表を基準として正確に決定し地方庁及び各配合を受けたる官庁に連絡する

三 産業復興公園の調査後運輸省海運總局の取得分と決定したものは南後船舶公園がその責任に於て執行する。

四縣庁は農林省水産局内務省國土局救災復興院計画局
商工省總務局及び地方庁の令に産業復興公團に運輸省海運
總局の令は船舶公團に一括拂下げの形式をとられた。従つて産
業復興公團船舶公團所管令を除く。及び船舶公團から支取受
領書及び價格表を徴求し右を基準にして直接公團に對して火
金納入告知書を發行せられた。拂下げ價格は貴縣から兩公團に
對し拂下げ處令をした時の公定價格を基準とする。

五産業復興公團並に船舶公團はその実務担当者を決して引取
輸送等の実務を担当せしめる参考までに記載すれば左の通り
である。

一 産業復興公團の実務担当者
農林省水産局関係……紀伊由良日本水産株式會社
内務省國土局関係……指定ある者

戦災復興院計画局関係……………

商工省総務局関係……………

地方庁関係……………産業復興公団と協議の上決定された

船舶公団の実務担当者

運輸省海運総局関係……………内司市用船舶用品株式会社

六地方庁分は所謂地方處理分であるから地方庁限りで割當を決定

して差支へないが發券は商工局で行うことになってゐるから連絡を

充分とらねたい

七昭和五年十二月九日附調査局一發券二五八号通牒のものと併別個取

扱いたい

八第一回の分完了したら速かに報告されたい

九代金の徴收は貴縣に於て実施し其の簿を送付されたい

鋼索第二次配分表

品名	寸分	数量	合計	総計	海軍省 水産局	海軍省 海軍部	海軍省 海軍部 船舶	港湾	地政院	商工省 国土局	海軍省 海軍部
軟鋼索	10	100	5,000				5,000				
"	"	150	5,550	6,550			5,550				
浮標索	2	0.5	56						56		
海底場造 20'11'5'索	12	1	20						20		
補助索	12	4	16	36					16		
貝索	14	100	1,600	1,600			1,600				
鉛索	16	100	500	500						500	
鋼索	5	200	11,000	11,000			11,000				
"	6	410	19,200	19,200			19,200				
軟鋼索	9	150	8,100	8,100			8,100				
古 "	6-12	30-100	約 35,000	35,000			35,000				
海底鋼	3	100	2,000	2,000	2,000						
繫維索	8	100	10,000	10,000							10,000
立標深索	9	20	4,660				4,660				
連結索	6	2	190	19,810					190		
防巻鋼 加鋼索	"	各種	14,960				14,960				
繫維索	10	150	52,500		52,500						
軟鋼索	10	各種	10,000	12,500	10,000						
スチール索	12	1	74						74		
軟鋼索	12	各種	21,000	21,074	21,000						
"	14	"	2,000	2,000					2,000		
繫維索	16	200	13,800	13,800	13,800						
雜索(古)	各種	各種	約 500	500					500		
浮標索	9	0.5	160	160					160		
木製分岐索	4	150	1,800						1,800		
浮標索	"	0.5	16	1,816					16		
浮標索	14	50	5,350				5,350				
索	14	2	24	5,374			24				
木製浮標	10	100	4,000		4,000						
雜鋼索	10	20	400	4,400			400				
"	8	200	800	5,200			800				
合計				280,226	103,300	30,200	111,974	19,620	4,832	500	10,000

1129